

# 平成 24 年度東京都地域支え合い体制づくり事業

## 公募に関するQ&A

### 1 総論

問 1 今回、公募を行う趣旨は何ですか？

地域の支え合いの体制づくりは、本来、地域のニーズ等を踏まえながら実施されるものであり、本事業についても区市町村を主たる実施主体と考えているところです。

しかし、大規模集合住宅において実施する地域支え合い体制づくりや複数の区市町村が対象者を幅広く受け入れて実施する事業など、単独の区市町村では実施が困難なものも想定されます。

よって、このように広域的な観点から実施される事業については、区市町村事業とは別枠で、東京都実施事業（以下「都事業」という。）として公募を行い、優れた提案を行った団体に 10/10 の補助を行うこととしました。

なお、個別に区市町村と事業者で調整が進んでいるものについて、区市町村事業として申請することを妨げるものではありません。

問 2 ある 1 つの区市町村で事業を実施する場合であっても、応募することはできますか。

問 1 にあるとおり、今回の公募は、都全域にわたる取組など、広域的な観点から支援が妥当であると考えられる場合のみ対象とするものです。したがって、個別の区市町村で事業を実施する場合は、区市町村と十分に調整の上、区市町村事業として申請をお願いします。

ただし、東京都都市整備局、JKK、URがとりまとめて申請する大規模集合住宅における取組については、この限りではありません。

問 3 補助基準額の「知事が定めた額」は、いくらになる予定でしょうか。

公募要綱 3 (1) カ及び (3) の事業については、500万円を原則とします。

公募要項 3 (4) ウの事業については、7,000万円を原則とします。

問4 大規模集合住宅の団地自治会等が行う地域支え合いについて、応募の条件等がありますか。

大規模集合住宅の団地住民・自治会等が行う地域支え合いについて、「高齢者等の見守り活動」を目的して実施する場合、①「見守り活動体制の立ち上げ」、②「定期的な見守り活動の実施」、③「災害時要援護者台帳の作成」の各事項を盛り込むこととします。

問5 大規模集合住宅の団地自治会がサロンを開設する事業は可能ですか。

大規模集合住宅の団地住民・自治会等が行う地域支え合いについて、「高齢者等の見守り活動」を目的して実施する場合、①「見守り活動体制の立ち上げ」、②「定期的な見守り活動の実施」、③「災害時要援護者台帳の作成」の各事項を盛り込むこととします。

サロン等の立ち上げを行なう場合についても、上記各事項を盛り込んだ計画としてください。

(単にサロンの開設を行う事業は、本事業の対象となりません。)

## 2 事業内容について

問6 複数の区分にまたがる事業の場合、それぞれの補助基準額を合算して助成を受けることができますか。

それぞれの区分における事業内容に該当すれば、複数の区分の補助基準額を合算して助成を受けることができます。ただし、区分間での流用はできません。

(例1) ①地域支え合い活動の立ち上げ支援として500万円(補助基準額500万円の事業の場合)、②地域活動の拠点整備として100万円の事業を申請した場合

⇒600万円(①500万円+②100万円) 助成可能

(例2) ①地域支え合い活動の立ち上げ支援として300万円、②地域活動の拠点整備として100万円の事業を申請した場合

⇒400万円(①300万円+②100万円) 助成可能

問7 見守りのためのネットワークの構築について、見守りの対象として、高齢者に限らず、障害者や子供なども含めた事業とすることはできますか。

本事業は、高齢者や障害者等の社会的弱者に対する日常的な支え合い活動の体制づくりを図るものであり、障害者や子供も対象に含めた事業実施も可能です。

問8 若年性認知症の方を対象とした事業は可能ですか。

厚生労働省からは、本事業を活用して、若年性認知症の方向けのアクティビティを行うNPO法人や、若年性認知症の方やその家族の交流会など地域の実情に応じた支援体制の立ち上げを図るよう求められております。つきましては、若年性認知症の方に対する支援の取組に積極的な活用をお願いします。

問9 「地域活動の拠点整備」において、プレハブ等容易に建築出来るものの設置や自動車等の購入をすることは可能ですか。

「地域活動の拠点整備」では、工事請負費又は備品購入費として該当するものについては、1拠点あたり100万円を限度として対象とすることができます。

ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでは、知事の承認を受けずに、事業の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、取壊し、廃棄等できません。また、知事の承認を受けて財産を処分した場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがありますのでご留意ください。

なお、50万円未満の物品等を購入する場合については、この限りではありません。

問10 要援護者マップの作成を検討していますが、何か要件はありますか。

本事業を活用して要援護者マップを作成するにあたっては、①新規事業であること、及び②地域の見守り活動につなげること、が要件となります。ただし、②については、必ずしも見守り活動と合わせた事業とする必要はなく、事業実施計画書に、本マップを地域の見守り活動につなげる旨を具体的に記載していただきたければ結構です。

問11 備品の購入は事業の対象になるのでしょうか。

購入した備品を用いて、高齢者等や障害者等の社会的弱者を、地域で見守り、支える体制を構築する事業を実施する場合は、事業の対象となります。ただし、単に備品を購入するもの及び事業に直接関係ない備品の購入は本事業の対象となりません。

購入する備品は、事業実施にあたり必要最低限のグレードのものとしてください。

### 3 東日本大震災による被災者生活支援について

問 12 高齢者以外の被災者も本事業の対象になりますか。

本事業の対象者は、国において「東日本大震災により被災した高齢者、障害者（児）等の援護を要する者等」と定められています。従って、主たる対象者は、高齢者、障害者などの要援護者ですが、それ以外の支援を必要とする方を含めての事業実施も可能です。

問 13 都内の公営住宅やホテルに避難されている方も本事業の対象になりますか。

本事業は、都内の一時避難所、公営住宅、民間住宅、ホテル・旅館、親類・知人宅に避難されている方も対象となります。

問 14 「専門職種による相談・生活支援」を行う専門職に、資格要件はありますか。

資格要件はありません。介護支援専門員、保健師、社会福祉士、相談支援専門員の他、民生・児童委員や専門性を持ったボランティア等も対象となります。

問 15 「仮設住宅等における介護・福祉サービス等の拠点づくり」として、デイサービスと訪問介護を設置するにあたり、何か要件はありますか。

デイサービスと訪問サービス（訪問介護、訪問看護等）については、当該地域における介護保険サービスが著しく不足し、要介護（要支援）状態にある被災者へのサービスが提供できない場合に限り、本事業の対象とします。

### 4 対象外について

問 16 昨年度から実施している事業は対象になるのでしょうか。

本事業の「地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業」「地域活動の拠点整備」においては、新規事業を対象としており継続事業は対象となりません。ただし、「徘徊・見守りSOSネットワークの構築」については、既存事業も含めて本事業の助成対象となります。

本事業の「人材育成」「東日本大震災による被災者生活支援」は継続事業も対象となります。

問 17 本年 4 月から開始した事業は対象になるのでしょうか。

平成 24 年 4 月から開始した事業は、新規事業として、本事業の対象となります。

問 18 既存事業に新たな機能を付与し、充実強化を図った場合は対象になるのでしょうか。

既存事業を充実・強化することで、新規事業として実施する（もしくは見なせる）ものは、本事業の対象となります。この場合、機能充実・強化分のみではなく、事業全体が本事業の対象となります。

問 19 平成 23 年度東京都地域支え合い体制づくり事業に選定された事業は、平成 24 年度の事業の対象になるのでしょうか。

平成 23 年度東京都地域支え合い体制づくり事業に選定された事業で、「地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業」「地域活動の拠点整備」を単に継続（ランニング）する場合は、本事業の対象となりません。平成 23 年度事業を機能充実・強化して実施するものは、機能充実・強化分のみが本事業の対象となります。

## 5 その他

### （1）スケジュールについて

問 20 公募のスケジュールについて教えてください。

以下のスケジュールを予定しています。

7月13日 : 公募受付

8月24日 : 公募締切

8月下旬～10月 : 応募書類の内容審査・ヒアリング

10月～11月 : 選定委員会・選定結果通知

11月～ : 交付申請、交付決定

問 21 追加の公募や協議は行う予定はありますか。

区市町村事業、都事業ともに、追加の公募・協議については、選定状況等を踏まえて検討してまいります。

問 22 平成 25 年度以降も継続する予定はありますか。

本事業の実施期間は、平成 25 年 3 月 31 日までとなっています。従って、平成 24 年度限りの単年度事業ということでご理解ください。

## (2) 複数分野にまたがる事業の取扱いについて

問 23 事業分野ごとの内容審査はどのように行うのでしょうか。また、複数分野にまたがる場合の、対応はどのように行えばよいのでしょうか。

本事業は、高齢者、障害者等の社会的弱者に対する取組に対する支援として、対象者が幅広く設定されており、事業内容により、都においても複数の部署に所管が分かれることが想定されます。

そこで、サービス提供の主たる目的・対象等により、以下の種類に分けて審査等を行う予定にしておりますので、様式 1-1「平成 24 年度東京都地域支え合い体制づくり事業応募事業総括表」の「種類」欄に該当する区分名称を記入の上、提出をお願いします。

### (事業内容と種類)

事業内容	種類 (様式 1-1「種類」欄に記入)
サービス提供の主たる目的・対象者が高齢者	高齢者福祉
サービス提供の主たる目的・対象者が障害者	障害者福祉
サービス提供の主たる目的・対象者が特定されない	地域福祉

## (3) 支出について

問 24 支払いはどのように行う予定ですか。

本事業は、地域住民やNPO等が主体的に取り組む活動に対する支援を想定していることから、交付決定後に、決定額を概算で支払う予定にしています。精算は、事業終了後、又は事業実施年度終了後に速やかにお願いする予定です。

#### (4) 補助対象経費について

問25 補助対象経費の費目はどのような経費になりますか

各費目の主な内容は下表のとおりです。

費目	内容
報酬	非常勤職員の雇用経費
賃金	アルバイトの雇用経費
共済費	雇用した非常勤職員及びアルバイトに係る事業主負担分の社会保険料
報償費	講師への謝金等
旅費	交通機関を利用した際の交通費
需用費	事務用品、コピー用紙、茶菓代、消耗品の購入費、チラシ報告書等の印刷製本代など
役務費	保険料（イベント保険など）、郵送料、通信費、クリーニング代など
委託料	委託経費
使用料及び賃借料	会場使用料等
工事費・工事請負費	建物の改修（床張り等）費等
設備整備及び改修整備に係る費用	
礼金及び建物賃借料	建物を借りた際の礼金、建物賃借料
備品購入費	比較的長期間にわたってその性質、形状を変えることなく使用に耐えるものの購入費（PC、カメラなど）
負担金補助及交付金	補助経費